

計画の概要



1. 計画策定の主旨・目的

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法と示します。）第6条第1項に基づき市町村が策定するものと規定されている廃棄物処理に関する計画です。この計画は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を確保することを目的に策定されるものです。

一般廃棄物処理計画は、将来10年～15年間を見据えた長期計画である、“一般廃棄物処理基本計画”と単年度の実施計画である、“一般廃棄物処理実施計画”に区分されます。平成21（2009）年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後、平成26（2014）年3月に改定を行いました。前回の改定から5年が経過し、下水道全体計画の見直しが行われたことから、本計画の見直しを行うものです。

2. 基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は長期的・総合的視点に立って、計画的に「ごみ処理」及び「生活排水処理」を確保するための基本計画であり、計画目標年次・基本方針等を策定するものです。

ごみ処理基本計画は、ごみの排出抑制及びごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進するための基本方針です。また、生活排水処理基本計画は、家庭等から発生するし尿・浄化槽汚泥及び生活排水の処理を安定的・衛生的に行うための基本方針です。

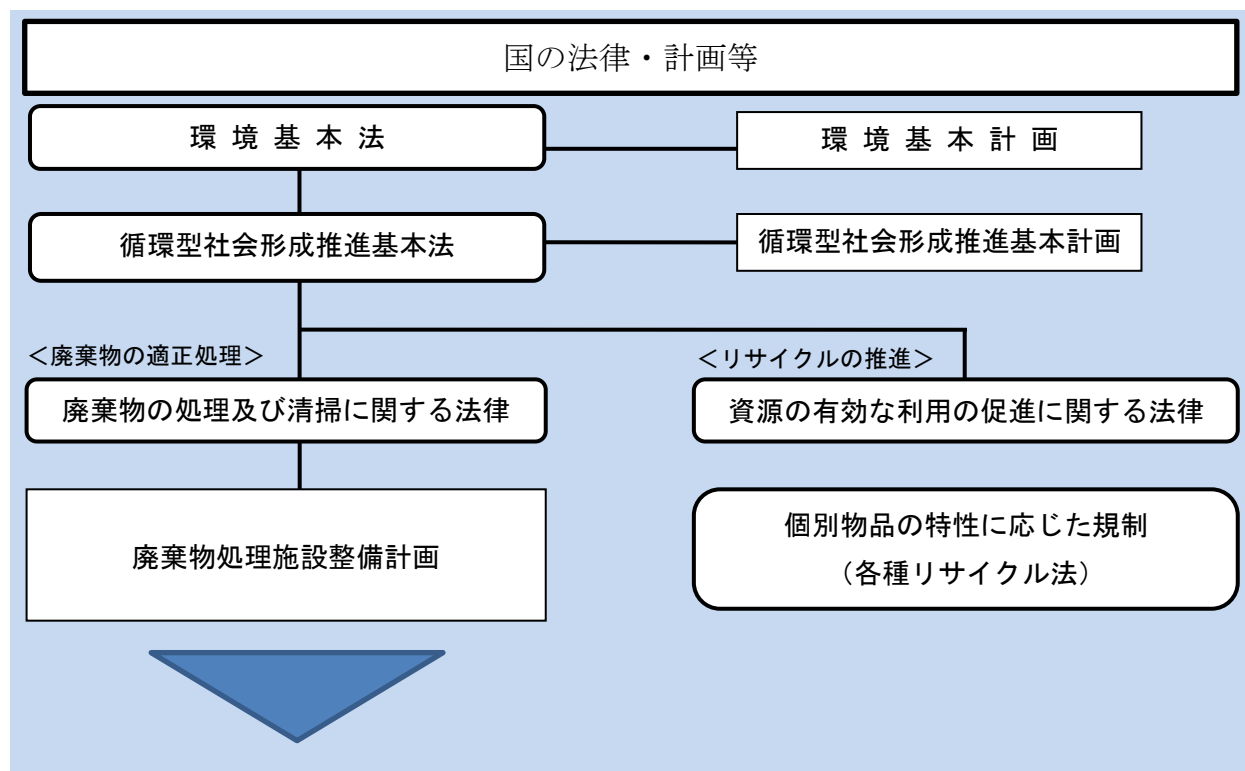
計画策定にあたっては、環境基本法、循環型社会推進基本法、廃棄物処理法等の枠組みを踏まえるとともに、総合計画等を勘案し策定します。以下に、本計画の位置づけを示します。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

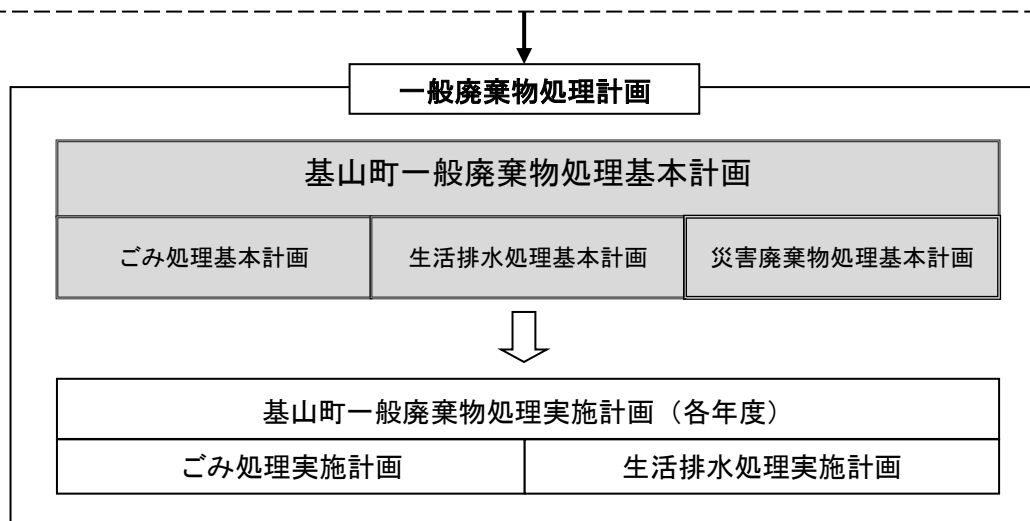
【本計画の位置づけ】



佐賀県廃棄物処理計画

基山町総合計画

基山町環境基本計画



...策定予定